

国立研究開発法人国立環境研究所成果有体物取扱規程

令和7年3月26日 令6規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、研究所における成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び研究所の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「役職員等」とは、研究所の役員、職員、任期付職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて、役員、職員、任期付職員及び契約職員以外の者をいう。
- 二 「成果有体物」とは、研究の結果又はその過程として、創作、抽出又は取得したものであつて、有形かつ学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するもの及び国立研究開発法人国立環境研究所環境標準試料等分譲・提供規程（平13規程第33号）に定めるものを除く。
- 三 「作製」とは、成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
- 四 「提供」とは、研究所以外の者に成果有体物を有償又は無償で使用許諾をすることをいう。ただし、分析依頼のための譲渡又は貸与及び特許出願のための生物寄託を除く。
- 五 「受領」とは、研究所以外の者が所有する成果有体物の使用許諾を研究所が有償又は無償で受けることをいう。
- 六 「譲渡」とは、研究所が成果有体物に関して有する権利を有償又は無償で研究所以外の者に移転することをいう。
- 七 「譲受」とは、研究所が研究所以外の者の有する成果有体物に関する権利を移転されることをいう。
- 八 「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程（平13規程第2号）第16条に定めるユニット長をいう。
- 九 「発明」とは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程（平13規程第34号）第2条第1項第2号に定める発明をいう。

(帰属)

第3条 成果有体物の所有権及び成果有体物に係る全ての権利は、特段の定めのない限り、研究所に帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、当該成果有体物の権利者たる研究所にすべての権利が帰属するものとする。

(管理)

- 第4条 役職員等は、成果有体物を作製したときは、適正かつ厳重に管理しなければならない。
- 2 ユニット長は、所掌する組織における成果有体物の管理及び保存に対して責任を負うものとする。
 - 3 役職員等は、ユニット長の承認を得て、必要に応じて成果有体物を廃棄することができる。

(成果有体物の提供)

第5条 役職員等は、成果有体物が次の各号の全てを満たす場合には、別に定める成果有体物届出書を提出し、理事長の承認を得て、成果有体物を研究所以外の者へ提供すること

ができる。ただし、当該成果有体物が既に公開又は公表されている場合など提供により問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- 一 成果有体物の提供が、研究所の諸規程等に抵触しないこと。
 - 二 受領者が、提供された成果有体物を使用して得られた研究成果を発表するときは、研究所に報告すること。
 - 三 受領者が、提供された成果有体物を研究所の承諾なしに第三者に移転しないこと。
 - 四 受領者が、提供された研究成果物等の使用の結果生じる事象について、受領者及び第三者に生じた損害の一切の責任を研究所が負わないことに同意すること。
 - 五 受領者が、提供された成果有体物に直接関連する新たな研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容を研究所に連絡し、知的財産権の帰属及び取扱いについて研究所と協議の上決定すること。
 - 六 受領者が、前号の新たな研究開発成果を、産業利用・収益事業等を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を研究所に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議すること。
 - 七 受領者は、提供された成果有体物の使用においては関係法令等を遵守すること。
 - 八 成果有体物の利用に必要な送料、消耗品等を含む諸経費は、原則、受領者の負担とすること。
- 2 成果有体物を研究所以外の者に提供しようとする場合、研究所は前項第1号から第8号までの条件が受領者との間で合意されていることを確認するため、成果有体物の提供に関する契約を締結するものとする。
 - 3 提供する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合、研究所は、第三者の権利を侵害しないよう適正な契約を締結するものとする。
 - 4 契約の締結にあたっては、国立研究開発法人国立環境研究所安全保障輸出管理規程（平27規程第5号）に定める手続きを経るとともに、関係法令等を参照し、必要な手続きを経なければならない。

（学術・研究開発を目的とする提供）

- 第6条 研究所は、学術・研究開発を目的とする成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。
- 2 研究所は、理事長が必要と認めた場合は、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。この場合、研究所は、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を受領者から徴収することができる。

（産業利用・収益事業等を目的とする提供）

- 第7条 研究所は、産業利用・収益事業を目的とする成果有体物を提供する場合及び前条の規定を適用できない場合、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

（収入の配分）

- 第8条 研究所は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、作製及び提供に必要な経費を控除の上、収入総額の70%を成果有体物を創出した役職員等が所属するユニットに分配する。

（第三者の成果有体物の受領）

- 第9条 役職員等は、研究所以外の者から成果有体物を受領しようとするときは、別に定める成果有体物届出書を提出し、理事長の承認を得たうえで、成果有体物を受領することができる。ただし、当該成果有体物が既に公開又は公表されている場合など受領により問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- 2 前項の規定により、研究所以外の者から成果有体物を受領しようとする場合、研究所は相手方と成果有体物の受領に関する契約を締結するものとする。
- 3 受領する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合、研究所は、第三者の権利を侵害しないよう適正な契約を締結するものとする。
- 4 成果有体物提供契約の締結にあたっては、国立研究開発法人国立環境研究所安全保障輸出管理規程（平27規程第5号）に定める手続きを経るとともに、関係法令等を参照し、必要な手続きを経なければならない。

（成果有体物の譲渡及び譲受）

第10条 研究所は、成果有体物の取扱いに関する必要な条件を定めた契約を締結することにより、当該研究成果物等を他に譲渡又は研究所以外の者から譲受することができる。ただし、市販されている物を購入する場合は除く。

（転出に伴う移転の手続き）

- 第11条 外部機関への転出に際して成果有体物を外部機関へ提供しようとする役職員等は、第5条の規定により必要な手続きをとるものとする。
- 2 役職員等の転出に際して、成果有体物を研究所以外の者に譲渡し、さらに当該研究所以外の者から別の研究所以外の者へ成果有体物を譲渡することを理事長が事前に承認したときは、第5条第1項第2号及び第3号の規定の一部又は全部を適用しないことができる。
 - 3 役職員等は、成果有体物に関する発明等をなしたときは、転出後も研究所に届け出るものとする。

（転入に伴う移転の手続き）

- 第12条 採用等により研究所の役職員等となる者（以下「採用予定の者」という。）は、採用等の後に研究所による受領又は譲受を希望する成果有体物の一覧を作成し、採用予定のユニット長へ届け出るものとする。
- 2 採用予定の者は、第三者の権利が付随する研究成果物等の受領又は譲受を希望するときは、当該第三者に当該成果有体物の取扱いを確認し、その結果を、ユニット長へ連絡するものとする。
 - 3 採用予定の者は、成果有体物の研究所への移転に際して、研究所に採用等される以前に所属していた外部機関において必要な手続きをとらなければならない。

（秘密の保持）

第13条 役職員等は、成果有体物に関して、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（職務分掌）

第14条 理事長は、第5条第1項、第6条第2項、第9条第1項及び第11条第2項に定める権限を連携推進部長に分掌するものとする。

（その他）

第15条 研究所は、この規程に定めのない研究試料の取扱いについて、必要な措置を講じることができる。

附 則

この規程は、令和7年3月31日から施行する。